第１３７期定時株主総会
その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

（事業報告）

・「会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項」のうち「責任限定契約」、「補償契約」、「役員等賠償責任保険契約に関する事項」
・「社外役員に関する事項」
・「当行の株式に関する事項」
・「当行の新株予約権等に関する事項」
・「会計監査人に関する事項」
・「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」
・「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
・「特定完全子会社に関する事項」
・「親会社等との間の取引に関する事項」
・「会計参与に関する事項」
・「その他」

（連結計算書類）

・「連結株主資本等変動計算書」
・「連結注記表」

（計算書類）

・「株主資本等変動計算書」
・「個別注記表」

（２０２３年 ４ 月 １ 日から
２０２４年 ３ 月３１日まで）

株式会社 滋賀銀行

会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1) 責任限定契約

氏　名	責任限定契約の内容の概要
竹内　美奈子 服部　力也 鎌田　沢一郎 松井保仁 大西一清	・ 社外取締役及び社外監査役が、善意でかつ重大な過失なくして銀行に対して会社法第 423 条第 1 項に定める損害賠償責任を負うときは、1,000 万円または法令が規定する額のいずれか高い額をもって賠償責任の限度額とする。

(2) 補償契約

該当事項はありません。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
取締役 （社外取締役含む） 監査役 （社外監査役含む） 執行役員	・ 当行は、会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者にその職務の執行に関する責任の追及に係る請求等がなされた場合に、当該被保険者が負担することになる損害賠償責任に基づく賠償金及び訴訟費用を補填することとしております。 ・ 当行取締役、監査役及び執行役員が、当該保険契約の被保険者であり、その保険料は当行が全額負担しております。なお、意図的に違法行為を行った被保険者の損害等は補償対象外としております。

社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼　職　そ　の　他　の　状　況
竹内　美奈子	株式会社ＴＭ　Ｆｕｔｕｒｅ　代表取締役 株式会社日本M&Aセンターホールディングス　社外取締役 三菱製鋼株式会社　社外取締役
服　部　力　也	住友電設株式会社　社外取締役
松　井　保　仁	弁護士法人錦橋法律事務所　社員

（注）1. 竹内美奈子氏が代表取締役を務める株式会社ＴＭ　Ｆｕｔｕｒｅと当行との間には特筆すべき取引関係はありません。

2. 竹内美奈子氏が社外取締役を務める株式会社日本M&Aセンターホールディングスの子会社である株式会社日本M&Aセンターと当行との間には通常の銀行取引及びM&A仲介関連の取引があります。

3. 竹内美奈子氏が社外取締役を務める三菱製鋼株式会社と当行との間には通常の銀行取引があります。

4. 服部力也氏が社外取締役を務める住友電設株式会社と当行との間には特筆すべき取引関係はありません。

5. 松井保仁氏が社員を務める弁護士法人錦橋法律事務所と当行との間には特筆すべき取引関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会・監査役会への出　席　状　況	取締役会・監査役会における発言その他の活動状況
竹内　美奈子	４年９月	当事業年度開催の取締役会へは取締役会 12 回中 12 回出席(出席率 100%)しております。	取締役会では企業経営者として、経営全般に関する豊富な経験と人材育成やＩＴシステムに関する高い見識を活かして発言しております。
服　部　力　也	３年９月	当事業年度開催の取締役会へは取締役会 12 回中 12 回出席(出席率 100%)しております。	取締役会では三井住友信託銀行株式会社における豊富な経験と金融に関する高い見識を活かして発言しております。
鎌田　沢一郎	２年９月	当事業年度開催の取締役会へは取締役会 12 回中 12 回出席(出席率 100%)しております。	取締役会では主に日本銀行及び日本証券業協会における豊富な経験と金融に関する高い見識を活かして発言しております。
松　井　保　仁	６年９月	当事業年度開催の取締役会へは取締役会 12 回中 12 回出席(出席率 100%)しております。 また、監査役会へは監査役会 12 回中12回出席(出席率100%)しております。	取締役会では主に弁護士として会社法等の法律の専門的な知識と豊富な経験を活かして発言しております。 また、監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
大　西　一　清	３年９月	当事業年度開催の取締役会へは取締役会 12 回中 12 回出席(出席率 100%)しております。 また、監査役会へは監査役会 12 回中12回出席(出席率100%)しております。	取締役会では主に財務省（旧大蔵省）において財政や税務行政に携わった経験等による高い見識を活かして発言しております。 また、監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏　　名	職務の概要
竹内　美奈子	企業経営者として、経営全般に関する豊富な経験と人材育成やＩＴシステムに関する専門的な知見を活かして取締役会で発言しました。 また、経営陣へ人材育成面での助言・提言を行い、取締役会議案の事前説明会をはじめとした様々な機会を通じて役職員と意見交換を行いました。
服 部 力 也	三井住友信託銀行株式会社における豊富な経験と金融に関する高い見識を活かして取締役会で発言しました。 また、経営陣へ経営戦略全般についての助言・提言を行い、取締役会議案の事前説明会をはじめとした様々な機会を通じて役職員と意見交換を行いました。
鎌田　沢一郎	日本銀行及び日本証券業協会における豊富な経験、リスク管理、ＩＴシステムに関する高い見識を活かして取締役会で発言しました。 また、経営陣へ有用な情報を提供し、取締役会議案の事前説明会をはじめとした様々な機会を通じて役職員と意見交換を行いました。

(3) 社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
社外取締役	3人	19　（―）	―
社外監査役	2人	13　（―）	―
報酬等の合計	5人	32　（―）	―

（注）1.　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2.　（　）内は、報酬以外の金額であります。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	100,000千株
発行済株式の総数	53,090千株

(2) 当年度末株主数

11,551名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,112 千株	8.76 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,835	3.91
日本生命保険相互会社	1,610	3.43
明治安田生命保険相互会社	1,599	3.40
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,277	2.72
損害保険ジャパン株式会社	1,180	2.51
滋賀銀行従業員持株会	1,167	2.48
京都中央信用金庫	1,000	2.13
JP MORGAN CHASE BANK 385781	646	1.37
CEPLUX- THE INDEPENDENT UCITS PLATFORM 2	609	1.29

（注）持株比率は、自己株式（6,159千株）を控除して計算しております。

(4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の種類及び数
取締役（社外取締役を除く）	6人	当行普通株式 7,690株
社外取締役	―	―
監査役	―	―

当行の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員　木村　充男 指定有限責任社員　河越　弘昭	68	（報酬等について監査役会が会社法第 399 条第 1 項の同意をした理由） 当行監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行い、当該検証結果をふまえて、報酬等の額が合理的であると判断し、報酬等の額について同意いたしました。 （会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容） 該当事項はありません。

（注） 1. 上記の当行が支払った報酬等 68 百万円のほか、前事業年度の会計監査に対応する追加報酬として 2 百万円を支出しております。
2. 上記の監査法人に対して、当行並びに子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は 74 百万円であります。
3. 当行と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

イ　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行監査役会は、法令に定める事由又は会計監査人の適格性・独立性を害する事由等の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当行取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

ロ　銀行の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人が、当行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類の監査をした事実

該当事項はありません。

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

定めておりません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当行は、 滋賀県に本拠を置く地方銀行として、伝統ある近江商人の「三方よし（売り手よし、買い手よし、世間よし)」の精神を継承した行是「自分にきびしく　人には親切　社会につくす」を活動の原点とし、経営理念に掲げる「地域社会」「役職員」「地球環境」との共存共栄に努めております。この考え方に基づき、当行グループは、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を次のとおり構築しております。

また、変化する経営環境に適切に対応するため、適宜必要に応じて体制の見直しを行っております。

① 当行及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当行及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当行グループは、コンプライアンス体制の整備、並びに規程類の制定、使用人の教育訓練を行い、グループ全体としてのコンプライアンス体制を構築しております。

当行の経営管理部はコンプライアンス統轄部署として、グループ会社のコンプライアンス体制の整備、規程類の制定、使用人の教育や訓練に、必要に応じ助言や指導を行っております。

当行の総合企画部及び所管部はグループ会社における日常のコンプライアンス実施状況を把握し、必要に応じ助言や指導を行っております。

当行の監査役及び監査部は、当行グループの健全かつ適正な業務運営に資することを目的に監査を実施しております。

当行の取締役及び監査役は、必要に応じ当行の監査部との連携を確保しております。

また、当行グループでは全ての役職員が利用できる「内部通報制度」を整備しております。

当行グループは市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等との関係を遮断し、断固として排除するための体制を整備しております。

② 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当行は取締役会、常務会、その他重要な諸会議の議事録やその他の経営上の重要な文書・情報の保存及び管理方法を「事務取扱要領」で定め、適切に管理しております。

③ 当行及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当行は基本規程である「リスク管理規程」を定め、これに基づいて主要なリスク毎に具体的な管理体制を構築するとともに、リスク管理の統轄部署を経営管理部と定め、統合的リスク管理を行っております。リスク管理に関する重要事項については取締役会に付議・報告する体制としております。

グループ会社のリスク管理に関しては、当行の総合企画部がリスク管理規程に基づき、各リスク所管部と連携し、その保有するリスクに応じて適切に管理を行っております。

当行の総合企画部はグループ会社からの報告、もしくは銀行のモニタリング等の結果に基づき、リスクの状況を適切に把握し、それが銀行の経営に重要な影響を与えると判断した場合は常務会及び必要に応じて取締役会に報告を行う体制を整備しております。

④ 当行及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当行グループでは、取締役の職務執行を効率的に行うため、「取締役会規程」で取締役会での決議事項を明確に定めております。また、当行では取締役会の決定する事項の細目及び日常的な業務の決定を役付取締役で構成される常務会に委任しております。

役付取締役については、担当業務を定めることで職務分担を行い、効率化を図っております。

中期経営計画において連結での経営指標を掲げ、グループとしての効率化に努めております。

⑤ 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当行への報告体制その他の当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行は当行グループにおける業務の適正を確保するため、当行グループを一体と考え、グループ全体が同等の水準で法令遵守やリスク管理等の内部管理体制を構築しております。

当行グループは「関連会社管理・運営規程」を定め、コンプライアンス、顧客保護、リスク管理等について、グループ横断的に統一された管理体制の構築を目指しております。

グループ会社の代表取締役は全部課店長会やサステナビリティ委員会等の重要な会議に出席しております。

当行の監査役及び監査部はグループ会社に対して定期的に業務監査を行っております。

グループ会社に対し、四半期ごとの財務・業績の概況並びに決算状況の他、当行が求めた場合には一定の事項を報告することを義務付けております。

⑥ 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当行は監査役の職務を補助する業務執行取締役から独立した使用人を常設し、監査役の職務を遂行するために十分な体制を構築しております。

監査役の職務を補助すべき使用人の処遇については、監査役会と協議して行うものとしております。

監査役を補助する使用人は、監査役の指示に従い業務を遂行する方針を定めております。

⑦ 当行の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人（これらから報告を受けた者を含む）が当行監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制、当該報告をした者が報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行の監査役は当行グループの経営状態を十分に把握し、監査役としての業務執行の実効性を確保するため、各企業の主要な会議にも出席しております。

また、当行監査役は当行代表取締役と定期的な意見交換会を開催しております。

当行の監査部は経営に関する課題、重大なコンプライアンス上の問題や不正不祥事の事実等を、当行の監査役に報告しております。

グループ会社で作成する稟議書やその他の重要な報告は当行監査役にも回付するなど、監査役に報告するための体制を整備しております。

当行グループでは全ての役職員が利用できる内部通報制度を整備しており、通報内容は当行監査役に報告されます。なお、通報したことを理由に不利益扱いを行うことは禁止されております。

⑧ 当行監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について会社法第 388 条に基づき費用の前払いの請求等をしたときは、その職務に必要でないと認める場合を除き、速やかに支払う方針を定めております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度（2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで）における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

① リスク管理体制

当行は「リスク管理規程」に基づき、戦略目標をふまえた具体的なリスク管理に係る方針である「自己資本管理並びにリスク管理の方針」を、半期毎に取締役会において決議しております。

また、ＡＬＭ委員会を 6 回開催し、各種リスクの状況を確認するとともに、自己資本比率規制をはじめとした各種規制指標やリスク量の状況について取締役会に 4 回報告しております。

② マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融及び制裁違反に係る防止体制

当行は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融及び制裁違反（以下、「マネロン等」という）を防止することが金融システムに対する信頼確保のために極めて重要であることを認識し、経営陣の主導的な関与の下、防止体制を整備しております。

具体的には、マネー・ローンダリング等対策委員会を 9 回開催し、マネロン等リスクの状況を確認するとともに適切なリスク低減措置を講じるなど、組織横断的な防止体制の整備に努めております。

なお、体制整備の状況やリスク評価の結果について取締役会に 3 回報告を行っております。

③ コンプライアンス体制

コンプライアンス委員会の審議を経て取締役会が年度毎にコンプライアンス・プログラムを定め、全部店での研修や不祥事件再発防止のためのモニタリングを実施するなど、職員の意識向上に努めております。なお、同プログラムの実施状況はコンプライアンス委員会・取締役会へ報告しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当行は取締役会を 12 回開催いたしました。また、取締役会の決定する事項の細目及び日常的な業務の決定を委任されている常務会を 65 回開催いたしました。

なお、当行の役付取締役については、担当業務を定めることで職務分担を行い、効率化を図っております。

⑤ 当行グループにおける業務の適正を確保するための体制

各グループ会社の代表取締役は当行の全部課店長会、サステナビリティ委員会に出席しております。

また、当行の役付取締役とグループ会社の代表取締役が出席する関連会社社長会を開催し、当行グループにおける経営課題の把握と対応方針について討議しております。

加えて、当行監査役及び監査部が各グループ会社に対する業務監査を実施し、当行グループにおける業務の適正を確保するための体制構築に努めております。

⑥ 監査役の職務執行について

当行の監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行っており、内部監査部門、会計監査人とも定期的かつ必要に応じて意見交換・情報交換を実施し、監査の実効性を高めました。

また、代表取締役との積極的な意見交換を定期的に実施し、取締役、社外取締役との意見交換も定期的に実施しております。

特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

会計参与に関する事項

該当事項はありません。

その他

該当事項はありません。

（2023年 4月 1日から
2024年 3月31日まで）

連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	33,076	24,540	258,053	△ 14,488	301,181
当期変動額					
剰余金の配当			△ 4,273		△ 4,273
親会社株主に帰属する当期純利益			15,940		15,940
自己株式の取得				△ 2,007	△ 2,007
自己株式の処分		0		20	20
土地再評価差額金の取崩			72		72
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	0	11,739	△ 1,987	9,752
当期末残高	33,076	24,541	269,792	△ 16,476	310,934

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	107,785	15,599	8,312	8,343	140,040	441,222
当期変動額						
剰余金の配当						△ 4,273
親会社株主に帰属する当期純利益						15,940
自己株式の取得						△ 2,007
自己株式の処分						20
土地再評価差額金の取崩						72
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	24,082	14,546	△ 72	1,356	39,912	39,912
当期変動額合計	24,082	14,546	△ 72	1,356	39,912	49,665
当期末残高	131,867	30,145	8,240	9,700	179,953	490,887

連 結 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。また、子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社　７社

会社名

しがぎんビジネスサービス株式会社
株式会社しがぎん経済文化センター
株式会社滋賀ディーシーカード
しがぎんリース・キャピタル株式会社
しがぎん代理店株式会社
株式会社しがぎんジェーシービー
滋賀保証サービス株式会社

② 非連結の子会社及び子法人等　１社

会社等の名称

しがぎん本業支援ファンド2号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

② 持分法適用の関連法人等

該当事項はありません。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等　１社

会社等の名称

しがぎん本業支援ファンド2号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

④ 持分法非適用の関連法人等

該当事項はありません。

(3) 連結される子会社の事業年度等に関する事項

連結される子会社の決算日は次のとおりであります。

３月末日　　７社

(4) 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法)、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。また、投資事業組合等への出資金については、組合等の直近の財務諸表等に基づいて、組合等の財産の持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。また、金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、①と同じ方法により行っております。

③ 「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記①と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　3年～50年

その他　　3年～20年

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結される子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下の

なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を、以下の方法により計上しております。

① 与信額が一定額以上の大口債務者については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収可能額を見積もり、非保全額から当該キャッシュ・フローを控除した残額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー控除法）により計上しております。

② ①以外の債務者の債権については、今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正の検討を行い、算定しております。

上記以外の債務者のうち、業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下「正常先」という。）及び貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下「要注意先」という。）に係る債権については、今後１年間の予想損失額を、要注意先のうち当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者の債権については今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正の検討を行い、算定しております。

※ 将来見込み等による予想損失率の必要な修正及び決定方法

引当金の算定に使用する予想損失率は、直近３算定期間の平均値と景気循環サイクルを勘案した長期平均値を比較のうえ決定しております。このうち、直近３算定期間の平均値は、足元の状況及び将来見込み等必要な修正の検討を行い、算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク管理部署が自己査定結果及び償却・引当の適切性について検証しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,362百万円であります。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 利息返還損失引当金の計上基準

連結される子会社の利息返還損失引当金は、債務者からの利息返還請求に備えるため、必要と認められる額を計上しております。

(8) 偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用　　：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10 年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース契約期間の経過に応じて売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっており、ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付けする方法のほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 24 号　令和 4 年 3 月 17 日。以下「業種別委員会実務指針第 24 号」という。)に基づき処理しております。

ヘッジ有効性評価の方法については、その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しておりますが、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っており、ヘッジの有効性の評価については、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 25 号 令和 2 年 10 月 8 日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的

で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

（未適用の会計基準等）

・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第 27 号　令和 4 年 10 月 28 日）
・「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第 25 号　令和 4 年 10 月 28 日）
・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 28 号　令和 4 年 10 月 28 日）

（1）概要

その他の包括利益に対して課税される場合の法人税等の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取扱いを定めるもの。

（2）適用予定日

2025 年 3 月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は現在評価中であります。

（重要な会計上の見積り）

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りであります。

1．貸倒引当金

（1）当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金　32,683 百万円

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算定方法

貸倒引当金の算定方法は、「会計方針に関する事項」の「(5)貸倒引当金の計上基準」に記載しております。また、下記仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、貸出先の債務者区分を足元の業績悪化の状況及び財務情報等には未だ反映されていない影響に係る見積りに基づき修正して貸倒引当金を計上しております。なお、新型コロナウイルス感染症による影響を受けている特定業種の一部の貸出先については、貸倒実績率に必要な修正を加えた予想損失率によって追加的に貸倒引当金を計上しております。

②主要な仮定

主要な仮定は「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」に重要な影響を与える可能性のある新型コロナウイルス感染症の影響については、感染症法上の位置づけが 5 類に移行し、各種経済活動も概ね正常化しているものの、特定業種の一部の取引先においては未だ影響が完全に消失したとは言えない状況にあり、これらの取引先に対する貸出金等に内包される信用リスクは引き続き相対的に高い状況にあると仮定しております。

③翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

当行グループは厳格な自己査定を実施し、必要と認める貸倒引当金を計上する等の対応を行っておりますが、上記仮定は不確実性が高いため、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度（2025 年 3 月期）以降の連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、債務者区分の決定において、貸出先の経営改善計画などの将来の業績見込みに依存する場合には、より不確実性が高くなる可能性があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式(及び出資金)総額(連結子会社の株式(及び出資金)を除く) 7 百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に52,828 百万円含まれております。
3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。

なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,006 百万円
危険債権額	51,666 百万円
三月以上延滞債権額	119 百万円
貸出条件緩和債権額	29,977 百万円
合計額	84,771 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 8,464 百万円であります。
5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	975,359 百万円
貸出金	283,925 百万円

担保資産に対応する債務

預金	12,547 百万円
債券貸借取引受入担保金	241,330 百万円
借用金	877,226 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、その他資産（中央清

算機関等差入証拠金）45,696 百万円を差し入れております。

また、その他資産には保証金 378 百万円が含まれております。

なお、手形の再割引は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,022,887 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が 909,092 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	1998 年 3 月 31 日
同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　3,407 百万円

8. 有形固定資産の減価償却累計額　47,804 百万円

9. 有形固定資産の圧縮記帳額　3,487 百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 8,214 百万円であります。

11. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額　12 百万円

12. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託 184 百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1.「その他の経常収益」には、株式等売却益 13,861 百万円及び金銭の信託運用益 709 百万円を含んでおります。

2.「その他の経常費用」には、株式等売却損 866 百万円、貸出金償却 789 百万円及び株式等償却 288 百万円を含んでおります。

3. 当連結会計年度において、当行は以下の資産について減損損失を計上しております。

なお、連結される子会社の資産のグルーピングについては、全社をひとつの単位として減損の兆候を判定しておりますが、減損損失の計上はありません。

減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額

地　域	主な用途	種　　類	減損損失額
滋賀県内	遊休資産（2 カ所）	土地	101 百万円
		建物	20 百万円
		動産	0 百万円
		合計額	122 百万円
滋賀県外	営業用資産（1 カ所）	建物	16 百万円
		動産	7 百万円
		合計額	24 百万円

上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

資産グループの概要及びグルーピングの方法

資産の区分	資産グループの概要	グルーピングの方法
遊休資産	店舗・社宅跡地等	各々が独立した資産としてグルーピング
営業用資産	営業の用に供する資産	フルバンク機能を構成する店舗グループ又は店舗単位
共用資産	銀行全体に関連する資産 (本部、事務センター、寮社宅等)	銀行全体を一体としてグルーピング

回収可能価額

当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを 5%で割り引いて、それぞれ算定しております。

（連結株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘　　要
発行済株式					
普通株式	53,090	―	―	53,090	
合　計	53,090	―	―	53,090	
自己株式					
普通株式	5,613	554	7	6,159	（注）
合　計	5,613	554	7	6,159	

（注）当連結会計年度中の自己株式の増加は単元未満株式の買取り及び自己株式立会外買付取引並びに東京証券取引所における市場買付による増加、当連結会計年度中の自己株式の減少は譲渡制限付株式の割当及び単元未満株式の売渡しによる減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,899百万円	40円00銭	2023年 3月31日	2023年 6月28日
2023年11月10日 取締役会	普通株式	2,374百万円	50円00銭	2023年 9月30日	2023年 12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

決　議	株式の種　類	配当金の総額	配当の原　資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普　通 株　式	1,877百万円	利　益 剰余金	40円00銭	2024年 3月31日	2024年 6月27日

上記については、2024年6月26日開催予定の定時株主総会の議案として上程しております。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループ(以下「当行」という。)は、滋賀県を主要な営業基盤とする地域金融機関として、銀行業務を中心とした金融サービスを提供しております。

当行の中核をなす銀行業務として、顧客からお預かりした預金や金融市場等からの借入等により調達した資金を、営業エリア内の顧客に対する貸出金及び有価証券投資等で運用しております。

この業務を行うため、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しており、金利変動による不利益を最小限に抑えるため、資産・負債の総合管理(以下「ALM」という。なお、ALM は、Asset Liability Management の略)を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として営業エリア内の顧客に対する貸出金であり、顧客の財務状況の悪化等によって当該資産の価値が減少又は消失し損失を被る信用リスクに晒されております。なお、当行の国内貸出金ポートフォリオは、特定業種に係る環境変化による信用リスクの顕在化を排除すべく、業種の分散を心がけております。

有価証券は、主に債券、株式、投資信託を保有しており、対顧客販売目的、純投資目的及び政策投資目的に区分しております。これらは、金利や為替、株価等の市場の変動により損失を被る可能性のある市場リスクや発行体の信用リスクに晒されております。

また、外貨建の貸出金及び債券については、上記リスクに加え、為替リスクに晒されておりますが、外貨預金、通貨スワップ、レポ取引あるいはコール取引等で外貨資金を調達することで、当該リスクを抑えた運用を行っております。

金融負債は、主として顧客の預金や借入金等があります。借入金等は、一定の環境下で当行が市場を利用できなくなる場合など、必要な資金を確保できない、あるいは、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクに晒されております。また、一部は変動金利での借入を行っており、金利の上昇に伴う調達コストの増加により損失を被るリスクに晒されております。

当行では、顧客ニーズへの対応及び当行の資産・負債に係る市場リスクのヘッジを目的として、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、通貨オプション取引及び為替予約取引等のデリバティブ取引を利用しております。これらのうち一部の取引については、金融商品会計に関する実務指針等に準拠する行内規程類とヘッジ対応方針に基づきヘッジ会計を適用しております。

また、短期的な売買を行う取引については、ポジション限度や損失限度額を設けたうえで、債券先物取引、債券オプション取引及び株価指数先物取引を行っております。

これらのデリバティブ取引には、市場リスクや信用リスクが内包されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行では、業務運営上、そのリスクの影響度から信用リスクを最も重要性を持つリスクとして認識し信用リスクに関する規程や基準書等を定めるとともに、基礎的内部格付手法に基づく格付制度を整備し、適切な信用リスク管理体制の構築を図っております。

特に、格付制度については、経営管理部が、その運用状況の検証結果を常務会等に報告するな

ど、適切な格付自己査定を実施する体制を整備しております。

また、個別与信管理については、「融資業務基本規程」を制定し、貸出金業務に携わる全従業員が遵守すべき考え方や行動規範を明文化するとともに、与信判断や与信管理を行う際の基本的な手続を定め、各役職員が、公共性・安全性・収益性・流動性・成長性の原則に則った与信判断を行える体制を確立しております。具体的には、企業(又は企業グループ)あるいは個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店及び審査部により行われております。

海外向け信用供与については、与信先の属する国の外貨事情や政治・経済情勢等を勘案のうえ、事業年度ごとに常務会で国別の限度額を設定し、管理しております。

有価証券等の市場性取引にあたって、債券発行体の信用リスク及びデリバティブ取引や資金取引のカウンターパーティーリスクについては、半期ごとに常務会で限度額を設定し、信用状態や市場価格を日次で管理するとともに、定期的に常務会等へ報告する体制を整備しております。

②市場リスクの管理

当行では、市場リスク管理の高度化及び内部管理の堅確化を図り、経営の健全性を確保する目的で「市場リスク管理規程」を定めるとともに、安定した収益を確保するため、半期ごとに財務プラン及びリスク管理方針を策定し、適切なリスク管理体制の構築に努めております。

(ⅰ) 金利リスクの管理

金利リスクについては、銀行の業務運営上不可避に発生するものであり、預金、貸出金、有価証券等の全ての資産・負債(オフ・バランス取引を含む)について、ALM の観点より総合的に管理しております。

リスク管理方法や報告手続については、「市場リスク管理規程」や「各種基準書」を定め、VaR 及び金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に ALM 委員会に報告しております。

(ⅱ) 為替リスクの管理

為替リスクについては、為替変動の影響を受ける持高を管理するため常務会で持高限度額を設定し、為替取引や通貨スワップなどのデリバティブ取引を用いて持高をコントロールしております。

また、VaR によるリスク許容量を設定し、リスク量がその範囲内に収まっていることを日次で管理しております。

(ⅲ) 価格変動リスクの管理

当行では、有価証券等の取引に係る価格変動リスクを厳格に管理するため、組織を市場取引部門、事務管理部門、リスク管理部門に分離しております。

有価証券等の市場性取引については、財務プラン及びリスク管理方針に基づき、全行的なリスクとリターンを勘案したうえ、市場部門で業務運営計画を策定しております。

投資にあたっては、上記の方針及び計画に基づき、ポジション額や損益のほか、VaR や金利感応度を算出するとともに、定められたリスク許容額等の各種限度額の遵守状況を日次で管理しております。

（ⅳ）デリバティブ取引の管理

デリバティブ取引については、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。なお、当行のデリバティブ取引の大半は、ヘッジ目的や顧客取引に対するカバー取引であり、保有する資産・負債等と市場リスクが相殺されるように管理しております。

（ⅴ）市場リスクに係る定量的情報

当行では、市場リスクのうち金利リスク及び株価変動リスクについて、統計的な手法であるVaRによりリスク量を定量的に把握するとともに、定期的にALM委員会等へ報告するなど、適切にモニタリング・管理しております。なお、リスク量の計測にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間1年、信頼水準99%、観測期間2年）を採用しております。

（金利リスク）

当行では、貸出金、有価証券、預金をはじめとする全ての資産・負債並びにデリバティブ取引を対象として、金利リスクを計測しております。

当連結会計年度末における当行の金利リスク量は、5,077百万円であります。

なお、普通預金等の流動性預金については、その一部を長期間銀行に滞留する預金として扱い、内部モデルに基づき各期間帯へ割り振り、金利リスクを認識しております。

（株価変動リスク）

政策投資及び純投資を目的とする株式を保有しておりますが、当連結会計年度末における株価変動リスク量は、61,439百万円であります。

（バック･テスティング等）

当行では、VaRにより計測されたリスク量の適切性を検証するため、VaRを損益と比較するバック･テスティングを実施し、リスク計測手法の有効性について分析しております。しかしながら、VaRは過去の相場変動に基づき統計的に計測するため、前提条件や計測手法等によって異なる値となるほか、市場環境が激変する状況下ではリスクを適切に捕捉できない可能性があります。

なお、連結される子会社が保有する金利リスク及び株価変動リスクは、当行に与える影響が軽微であることから、市場リスク量算出の対象外としております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、正確な資金繰りの把握及び資金繰りの安定に努めることを基本方針として「流動性リスク管理規程」を定め、適切なリスク管理体制の構築を図っております。

日常の資金繰りについて、金融環境、資金化可能な流動資産の保有状況、予想される資金流出額などの状況を把握、管理するとともに、定期的に資金繰りに関する状況等をALM委員会・取締役会に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注1)参照)。

また、現金預け金、コールローン及び買入手形、外国為替（資産・負債)、コールマネー及び売渡手形、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。なお、重要性が乏しい金融商品については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券	1,834,766	1,826,501	△8,264
満期保有目的の債券	66,960	58,695	△8,264
その他有価証券(※1)	1,767,805	1,767,805	—
(2) 貸出金	4,475,442	—	—
貸倒引当金(※2)	△32,315		
	4,443,126	4,403,369	△39,756
資産計	6,277,892	6,229,871	△48,021
(1) 預金	5,803,032	5,803,163	131
(2) 譲渡性預金	25,360	25,361	1
(3) 借用金	882,628	874,896	△7,732
負債計	6,711,021	6,703,422	△7,599
デリバティブ取引(※3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(8,999)	(8,999)	—
ヘッジ会計が適用されているもの(※4)	43,343	43,343	—
デリバティブ取引計	34,344	34,344	—

(※1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

(※4) ヘッジ対象である外国証券の相場変動を相殺するためにヘッジ手段として指定した金利スワップであり、繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 令和4年3月17日）を適用しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(※1)(※2)	4,818
組合出資金(※3)	17,846

（※1） 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（※2） 当連結会計年度において、非上場株式について116百万円減損処理を行なっております。

（※3） 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注 2） 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	1,326,185	―	―	―	―	―
有価証券	51,999	293,810	253,705	124,300	111,756	677,986
満期保有目的の債券	―	―	―	―	―	67,000
うち国債	―	―	―	―	―	67,000
その他有価証券のうち満期があるもの	51,999	293,810	253,705	124,300	111,756	610,986
うち国債	12,000	140,000	49,800	20,000	31,000	235,000
地方債	9,143	45,183	57,926	51,960	61,073	8,850
社債	12,170	44,338	73,238	18,966	300	158,133
その他	18,685	64,288	72,740	33,373	19,383	209,003
貸出金（※）	990,052	852,255	700,676	412,448	435,265	1,008,247
合　　計	2,368,237	1,146,065	954,382	536,748	547,022	1,686,234

（※） 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない54,122 百万円、期間の定めのないもの 22,373 百万円は含めておりません。

(注 3)　借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10 年以内	10 年超
預金(※)	5,514,274	260,492	28,265	―	―	―
譲渡性預金	25,360	―	―	―	―	―
コールマネー及び売渡手形	346,092	―	―	―	―	―
債券貸借取引受入担保金	241,330	―	―	―	―	―
借用金	198,523	303,219	376,187	4,697	―	―
合　　計	6,325,581	563,712	404,453	4,697	―	―

(※)　預金のうち、要求払預金については、「1 年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	906,414	768,455	73,762	1,748,632
その他有価証券	906,414	768,455	73,762	1,748,632
国債・地方債等	446,036	256,982	—	703,019
社債	—	168,490	8,189	176,680
住宅ローン担保証券	—	124,214	—	124,214
株式	336,710	4,097	—	340,807
その他	123,666	214,670	65,573	403,909
デリバティブ取引	—	49,071	—	49,071
金利関連	—	44,406	—	44,406
通貨関連	—	4,665	—	4,665
資産計	906,414	817,526	73,762	1,797,703
デリバティブ取引	—	14,727	—	14,727
金利関連	—	960	—	960
通貨関連	—	13,767	—	13,767
負債計	—	14,727	—	14,727

（＊） 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は2,838百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は9,327百万円であります。

① 第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

期首残高	当連結会計年度の損益又はその他の包括利益		購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	連結会計年度末残高	当連結会計年度の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に計上	その他の包括利益に計上（＊）					
5,405	—	35	6,725	—	—	12,165	—

(*) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

② 連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳

（単位：百万円）

解約又は買戻請求に関する制限の主な内容	当連結貸借対照表計上額
解約・買戻請求ができず、譲渡には運用会社の承諾を要する	1,968
解約申込から払戻まで数か月を要する	869

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	58,695	—	—	58,695
満期保有目的の債券	58,695	—	—	58,695
国債・地方債等	58,695	—	—	58,695
社債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
貸出金	—	—	4,403,369	4,403,369
資産計	58,695	—	4,403,369	4,462,065
預金	—	5,803,163	—	5,803,163
譲渡性預金	—	25,361	—	25,361
借用金	—	874,896	—	874,896
負債計	—	6,703,422	—	6,703,422

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買い戻し請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フロー、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いて時価を算定しております。金利スワップの特例処理又は為替予約等の振当処理の対象とされた貸出金については、当該金利スワップ又は為替予約等の時価を反映しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金及び譲渡性預金については、一定の期間ごとに区分して将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は市場金利としております。なお、預入期間が短期間（1年未満）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借用金

借用金については、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結される子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。なお、約定期間が短期間（1年未満）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、 為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、 債券店頭オプション取引等が含まれます。

（注2）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

（1）重要な観察できないインプットに関する定量的情報(2024年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
社債				
私募債	現在価値技法	割引率	0.3%～2.1%	0.4%

（2）期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益(2024年3月31日)

（単位：百万円）

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益(※1)
		損益に計上(※1)	その他の包括利益に計上(※2)					
有価証券								
その他有価証券								
社債	11,459	2	△2	△3,269	—	—	8,189	—
外国債券	53,634	4	△1,529	12,379	—	—	64,488	—
その他	—	—	△22	1,107	—	—	1,084	—

（※1）連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

（※2）連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

（3） 時価の評価プロセスの説明

当行グループはリスク管理部門において時価の算定に関する方針及び手続を定め、当該方針及び手続に沿って事務部門が時価評価モデルを策定しております。リスク管理部門は当該モデル、使用するインプット及び算定結果としての時価が方針及び手続に準拠しているか妥当性を確認しております。また、リスク管理部門は当該確認結果に基づき時価のレベルの分類について判断しております。第三者から入手した相場価格を時価として利用する場合においては、使用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

（4）重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率はリスク・フリー・レートやスワップ・レートなどの基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し、市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

（有価証券関係）

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2024 年 3 月 31 日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△0

2. 満期保有目的の債券（2024 年 3 月 31 日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	社債	―	―	―
	その他	―	―	―
	小計	―	―	―
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	66,960	58,695	△ 8,264
	地方債	―	―	―
	社債	―	―	―
	その他	―	―	―
	小計	66,960	58,695	△ 8,264
合計		66,960	58,695	△ 8,264

3. その他有価証券（2024 年 3 月 31 日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	334,826	93,789	241,036
	債券	229,177	228,113	1,063
	国債	144,568	144,086	482
	地方債	49,358	49,177	180
	社債	35,249	34,849	399
	その他	151,700	145,959	5,740
	小計	715,703	467,863	247,840
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,981	6,310	△ 329
	債券	774,737	801,439	△ 26,702
	国債	326,661	344,251	△ 17,590
	地方債	182,430	184,785	△ 2,355
	社債	265,645	272,402	△ 6,756
	その他	271,383	307,230	△ 35,846
	小計	1,052,101	1,114,980	△ 62,878
合計		1,767,805	1,582,843	184,961

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	38,523	13,064	708
債券	179,540	1,189	5,155
国債	96,230	1,130	3,156
地方債	60,792	48	1,290
社債	22,517	9	708
その他	32,677	1,201	1,690
合計	250,741	15,455	7,554

6. 保有目的を変更した有価証券(自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は 172 百万円（全額株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先については連結決算日の時価が取得原価に比べて下落している場合、要注意先については連結決算日の時価が取得原価に比べて 30%以上下落した場合、正常先については連結決算日の時価が取得原価に比べて 50%以上下落した場合又は 30%以上下落した場合で市場価格が一定水準以下で推移した場合であります。

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2024 年 3 月 31 日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	26,721	83

2. 満期保有目的の金銭の信託（2024 年 3 月 31 日現在）

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2024 年 3 月 31 日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの（百万円）	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの（百万円）
その他の金銭の信託	3,655	3,749	△94	―	94

（注）「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報 （自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

区分	当連結会計年度
経常収益	122,630
うち役務取引等収益	19,995
預金・貸出業務	5,812
為替業務	3,017
信託関連業務	160
証券関連業務	131
代理業務	298
保護預り・貸金庫業務	108
保証業務	951
カード業務	3,324
投資信託・保険販売業務	4,359
その他	1,830
うち信託報酬	0

上表には、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額	10,459 円 88 銭
１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	336 円 31 銭

（リース取引関係）

貸主側

①　リース投資資産の内訳

リース料債権部分	15,909 百万円
見積残存価額部分	388 百万円
受取利息相当額	△1,325 百万円
リース投資資産	14,972 百万円

②リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の連結決算日後の回収予定額

リース債権

1 年以内	352 百万円
1 年超 2 年以内	330 百万円
2 年超 3 年以内	235 百万円
3 年超 4 年以内	120 百万円
4 年超 5 年以内	25 百万円
5 年超	1 百万円

リース投資資産

1 年以内	4,929 百万円
1 年超 2 年以内	3,851 百万円
2 年超 3 年以内	3,081 百万円
3 年超 4 年以内	2,282 百万円
4 年超 5 年以内	1,294 百万円
5 年超	469 百万円

（重要な後発事象）

（子会社の設立）

当行は、2024 年 2 月 22 日開催の取締役会において、当行が 100％出資する子会社の設立を決議し、2024 年 4 月 1 日付で株式会社しがぎんエナジーを設立いたしました。

1. 設立の目的

GX（グリーン・トランスフォーメーション）の取り組みを通じて地域の課題をエネルギーの観点から解決し、経済と環境の好循環を生み出すことを目的として株式会社しがぎんエナジーを設立いたしました。

2. 子会社の概要

（1）名称　　株式会社しがぎんエナジー

（2）所在地　　大津市浜町 1 番 38 号（当行本店敷地内）

（3）資本金　　1 億円（当行 100％出資）

（4）設立年月日　2024 年 4 月 1 日

（5）事業内容

・企業および行政の GX、SX に向けたコンサルティング事業

・太陽光発電設備を活用したオンサイト・オフサイト PPA 事業

・太陽光発電所の取得・運営事業

・環境価値に関する事業（環境価値の創出、売買、仲介等）

・脱炭素、資源循環に関連する事業会社への投資事業

第137期 （2023年 4月 1日から 2024年 3月31日まで） 株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	33,076	23,942	3	23,946	9,134	422	220,593	16,500	246,651	△ 14,488	289,185
当期変動額											
剰余金の配当								△ 4,273	△ 4,273		△ 4,273
別途積立金の積立							10,300	△ 10,300	－		
当期純利益								15,746	15,746		15,746
自己株式の取得										△ 2,007	△ 2,007
自己株式の処分			0	0						20	20
土地再評価差額金の取崩								72	72		72
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											
当期変動額合計	－	－	0	0	－	－	10,300	1,245	11,545	△ 1,987	9,558
当期末残高	33,076	23,942	4	23,946	9,134	422	230,893	17,746	258,197	△ 16,476	298,744

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	107,247	15,599	8,312	131,159	420,344
当期変動額					
剰余金の配当					△ 4,273
別途積立金の積立					
当期純利益					15,746
自己株式の取得					△ 2,007
自己株式の処分					20
土地再評価差額金の取崩					72
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	23,920	14,546	△ 72	38,393	38,393
当期変動額合計	23,920	14,546	△ 72	38,393	47,952
当期末残高	131,167	30,145	8,240	169,552	468,297

個 別 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

１．商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

２．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。また、投資事業組合等への出資金については、組合等の直近の財務諸表等に基づいて、組合等の財産の持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。また、金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、(1)と同じ方法により行っております。

(3) 「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

４．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　3年～50年

その他　　3年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

５．引当金の計上基準

(1)　貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を、以下の方法により計上しております。

① 与信額が一定額以上の大口債務者については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収可能額を見積もり、非保全額から当該キャッシュ・フローを控除した残額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー控除法）により計上しております。

② ①以外の債務者の債権については、今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正の検討を行い、算定しております。

上記以外の債務者のうち業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下「正常先」という。）及び貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下「要注意先」という。）に係る債権については、今後１年間の予想損失額を、要注意先のうち当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者の債権については今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正の検討を行い、算定しております。

※　将来見込み等による予想損失率の必要な修正及び決定方法

引当金の算定に使用する予想損失率は、直近３算定期間の平均値と景気循環サイクルを勘案した長期平均値を比較のうえ決定しております。このうち、直近３算定期間の平均値は、足元の状況及び将来見込み等必要な修正の検討を行い、算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク管理部署が自己査定結果及び償却・引当の適切性について検証しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,362百万円であります。

(2)　退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用　　：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10 年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3)　偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

6．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7．ヘッジ会計の方法

(1)　金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっており、ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付けする方法のほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 24 号　令和 4 年 3 月 17 日。以下「業種別委員会実務指針第 24 号」という。)に基づき処理しております。

ヘッジ有効性評価の方法については、その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しておりますが、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っており、ヘッジの有効性の評価については、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。

(2)　為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 25 号 令和 2 年 10 月 8 日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

８．退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

（重要な会計上の見積り）

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りであります。

1．貸倒引当金

（1）当事業年度に係る計算書類に計上した金額

貸倒引当金　31,130 百万円

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算定方法

貸倒引当金の算定方法は、「重要な会計方針」「5.引当金の計上基準」の「(1)貸倒引当金」に記載しております。また、下記仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、貸出先の債務者区分を足元の業績悪化の状況及び財務情報等には未だ反映されていない影響に係る見積りに基づき修正して貸倒引当金を計上しております。なお、新型コロナウイルス感染症による影響を受けている特定業種の一部の貸出先については、貸倒実績率に必要な修正を加えた予想損失率によって追加的に貸倒引当金を計上しております。

②主要な仮定

主要な仮定は「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」に重要な影響を与える可能性のある新型コロナウイルス感染症の影響については、感染症法上の位置づけが 5 類に移行し、各種経済活動も概ね正常化しているものの、特定業種の一部の取引先においては未だ影響が完全に消失したとは言えない状況にあり、これらの取引先に対する貸出金等に内包される信用リスクは引き続き相対的に高い状況にあると仮定しております。

③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

当行は厳格な自己査定を実施し、必要と認める貸倒引当金を計上する等の対応を行っておりますが、上記仮定は不確実性が高いため、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度(2025 年 3 月期)以降の計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、債務者区分の決定において、貸出先の経営改善計画などの将来の業績見込みに依存する場合には、より不確実性が高くなる可能性があります。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式(及び出資金)総額　5,760 百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が国債に 52,828 百万円含まれております。
3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。

なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,762 百万円
危険債権額	51,666 百万円
三月以上延滞債権額	119 百万円
貸出条件緩和債権額	29,975 百万円
合計額	84,524 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 8,464 百万円であります。
5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	975,359 百万円
貸出金	283,925 百万円

担保資産に対応する債務

預金	12,547 百万円
債券貸借取引受入担保金	241,330 百万円
借用金	877,226 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、その他資産（中央清算機関等差入証拠金）45,696 百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金 377 百万円が含まれております。

なお、手形の再割引は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,021,410 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が 907,614 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　1998 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法　土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　3,407 百万円

8. 有形固定資産の減価償却累計額　47,435 百万円
9. 有形固定資産の圧縮記帳額　3,487 百万円
10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 8,214 百万円であります。
11. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額　12 百万円
12. 関係会社に対する金銭債権総額　19,907 百万円
13. 関係会社に対する金銭債務総額　18,406 百万円
14. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託 184 百万円であります。

（損益計算書関係）

1. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額

地　域	主な用途	種　　類	減損損失額
滋賀県内	遊休資産（2 カ所）	土地	101 百万円
		建物	20 百万円
		動産	0 百万円
		合計額	122 百万円
滋賀県外	営業用資産（1 カ所）	建物	16 百万円
		動産	7 百万円
		合計額	24 百万円

上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

資産グループの概要及びグルーピングの方法

資産の区分	資産グループの概要	グルーピングの方法
遊休資産	店舗・社宅跡地等	各々が独立した資産としてグルーピング
営業用資産	営業の用に供する資産	フルバンク機能を構成する店舗グループ又は店舗単位
共用資産	銀行全体に関連する資産 （本部、事務センター、寮社宅等）	銀行全体を一体としてグルーピング

回収可能価額

当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを 5%で割り引いて、それぞれ算定しております。

2. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	1,032 百万円
役務取引等に係る収益総額	223 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	38 百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0 百万円
役務取引等に係る費用総額	910 百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	1,724 百万円

3. 関連当事者との取引

① 子会社

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	滋賀保証サービス株式会社	所有直接 100.00%	債務被保証役員の兼任	当行住宅ローン等に対する債務被保証（注）	987,237	―	―

（注）保証条件は、商品ごとに保証対象の各種ローンの信用リスク等を勘案し、決定しております。

② 役員及びその近親者

該当事項はありません。

③ 役員及びその近親者が他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合の当該会社等

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘　要
自己株式					
普通株式	5,613	554	7	6,159	（注）
合　計	5,613	554	7	6,159	

（注）当事業年度中の自己株式の増加は単元未満株式の買取り及び自己株式立会外買付取引並びに東京証券取引所における市場買付による増加、当事業年度中の自己株式の減少は譲渡制限付株式の割当及び単元未満株式の売渡しによる減少であります。

（有価証券関係）

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券(2024 年 3 月 31 日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	△0

2. 満期保有目的の債券(2024 年 3 月 31 日現在)

	種類	貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	社債	―	―	―
	その他	―	―	―
	小計	―	―	―
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	66,960	58,695	△ 8,264
	地方債	―	―	―
	社債	―	―	―
	その他	―	―	―
	小計	66,960	58,695	△ 8,264
合計		66,960	58,695	△ 8,264

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2024 年 3 月 31 日現在）

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

（注） 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	5,753
関連法人等株式	―
合　　計	5,753

4. その他有価証券(2024 年 3 月 31 日現在)

	種類	貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	333,262	93,724	239,538
	債券	229,177	228,113	1,063
	国債	144,568	144,086	482
	地方債	49,358	49,177	180
	社債	35,249	34,849	399
	その他	151,700	145,959	5,740
	小計	714,140	467,797	246,342
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,981	6,310	△ 329
	債券	774,737	801,439	△ 26,702
	国債	326,661	344,251	△ 17,590
	地方債	182,430	184,785	△ 2,355
	社債	265,645	272,402	△ 6,756
	その他	271,383	307,230	△ 35,846
	小計	1,052,101	1,114,980	△ 62,878
合計		1,766,241	1,582,778	183,463

（注） 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	3,737
組合出資金	17,836

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 令和 3 年 6 月 17 日）第 24-16 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	38,523	13,064	708
債券	179,540	1,189	5,155
国債	96,230	1,130	3,156
地方債	60,792	48	1,290
社債	22,517	9	708
その他	32,677	1,201	1,690
合計	250,741	15,455	7,554

7. 保有目的を変更した有価証券(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は 172 百万円（全額株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先については決算日の時価が取得原価に比べて下落している場合、要注意先については決算日の時価が取得原価に比べて 30%以上下落した場合、正常先については決算日の時価が取得原価に比べて 50%以上下落した場合又は 30%以上下落した場合で市場価格が一定水準以下で推移した場合であります。

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

（金銭の信託関係）

1．運用目的の金銭の信託（2024 年 3 月 31 日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	26,721	83

2．満期保有目的の金銭の信託（2024 年 3 月 31 日現在）

該当事項はありません。

3．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2024 年 3 月 31 日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの（百万円）	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの（百万円）
その他の金銭の信託	3,655	3,749	△94	―	94

（注）「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	10,606 百万円
有価証券評価損	4,115
減価償却費	9,666
未払事業税	385
その他	2,223
繰延税金資産小計	26,997
評価性引当額	△13,063
繰延税金資産合計	13,934
繰延税金負債	
前払年金費用	△778
固定資産圧縮積立金	△184
その他有価証券評価差額金	△52,202
繰延ヘッジ損益	△13,198
繰延税金負債合計	△66,363
繰延税金負債の純額	△52,429

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額	9,978 円 52 銭
１株当たりの当期純利益金額	332 円 22 銭

（重要な後発事象）

（子会社の設立）

当行は、2024 年 2 月 22 日開催の取締役会において、当行が 100％出資する子会社の設立を決議し、2024 年 4 月 1 日付で株式会社しがぎんエナジーを設立いたしました。

1. 設立の目的

GX（グリーン・トランスフォーメーション）の取り組みを通じて地域の課題をエネルギーの観点から解決し、経済と環境の好循環を生み出すことを目的として株式会社しがぎんエナジーを設立いたしました。

2. 子会社の概要

（1）名称　　株式会社しがぎんエナジー

（2）所在地　　大津市浜町 1 番 38 号（当行本店敷地内）

（3）資本金　　1 億円（当行 100％出資）

（4）設立年月日　2024 年 4 月 1 日

（5）事業内容

・企業および行政の GX、SX に向けたコンサルティング事業

・太陽光発電設備を活用したオンサイト・オフサイト PPA 事業

・太陽光発電所の取得・運営事業

・環境価値に関する事業（環境価値の創出、売買、仲介等）

・脱炭素、資源循環に関連する事業会社への投資事業